



「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に
反対する意見書」提出に関する陳情

2017年4月6日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

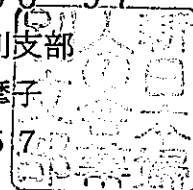
陳情者

幕別町札内青葉町300-97

新日本婦人の会 幕別支部

支部長 鈴木 志摩子

連絡先 56-6757



陳情の趣旨

政府は、2003（平成15）年から2005（平成17）年にかけて3回に渡り国会に提出し、世論の強い反対で廃案となった共謀罪新設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪」（以下「テロ等準備罪」という）と名称を変えて、今通常国会に提出されました。

国民の批判にあい、当初対象としていた676の犯罪から277に減らされましたが、国民の思想・信条や言論・表現の自由が、大きく脅かされる危険性はなんら変わりません。

犯罪行為は、「実行された時のみ処罰される」というのが、近代刑法の基本原則です。

ところが、「テロ等準備罪」が成立すれば、犯罪を実行していなくても「計画した」とか「相談した」だけで捜査の対象となり、処罰されるおそれがあります。

「準備行為」があつて初めて処罰されることとし、「準備行為」の例としては資金又は物品の取得が挙げられていますが、それ自体日常生活上の行為と何ら変わらない行為です。処罰の要件としてはあまりに不明確なものであり、刑事法の自由保障機能を失わせる仕組みです。

しかも、法務省は2月16日、「犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織犯罪集団に当たり得る」との見解を示しました。これは「（組織的犯罪集団は）犯罪を実行することを目的とした団体に限られる」（法務省）との立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールでのやり取りの内容を捜査して、「犯罪集団」に一変していると判断すれば処罰の対象にされることになります。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も「テロ等準備罪」の対象となることが明らかになりました。

昨年５月に「通信傍受法」（盗聴法）が改正され、薬物や銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪にまで拡大しました。「テロ等準備罪」で盗聴を利用することについて、政府は「検討すべき課題」とまで答弁しています。本法案が成立すれば一層の監視社会化を招きプライバシーの著しい侵害をもたらす危険があります。

日本は、テロ対策の国際条約をすでに１３結んでおり、さらにテロ対策のための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ６２の未遂処罰法もあり、対策はできています。

多くの市民とともに、全国の弁護士会や、大学教授ら刑事法研究者、新聞各社社説が反対を表明しています。

よって、貴議会において「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」を関係機関に提出していただきたく、陳情します。

「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に
反対する意見書」(案)

政府は、2003(平成15)年から2005(平成17)年にかけて3回に渡り国会に提出し、世論の強い反対で廃案となった共謀罪新設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪」(以下「テロ等準備罪」という)と名称を変えて、今通常国会に提出されました。

国民の批判にあい、当初対象としていた676の犯罪から277に減らされましたが、国民の思想・信条や言論・表現の自由が、大きく脅かされる危険性はなんら変わりません。

犯罪行為は、「実行された時のみ処罰される」というのが、近代刑法の基本原則です。

ところが、「テロ等準備罪」が成立すれば、犯罪を実行していなくても「計画した」とか「相談した」だけで捜査の対象となり、処罰されるおそれがあります。

「準備行為」があつて初めて処罰されることとするとし、「準備行為」の例としては資金又は物品の取得が挙げられていますが、それ自体日常生活上の行為と何ら変わらない行為です。処罰の要件としてはあまりに不明確なものであり、刑事法の自由保障機能を失わせる仕組みです。

しかも、法務省は2月16日、「犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織犯罪集団に当たり得る」との見解を示しました。これは「(組織的犯罪集団は)犯罪を実行することを目的とした団体に限られる」(法務省)との立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールでのやり取りの内容を捜査して、「犯罪集団」に一変していると判断すれば処罰の対象にされることになります。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も「テロ等準備罪」の対象となることが明らかになりました。

昨年5月に「通信傍受法」(盗聴法)が改正され、薬物や銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪にまで拡大しました。「テロ等準備罪」で盗聴を利用することについて、政府は「検討すべき課題」とまで答弁しています。本法案が成立すれば一層の監視社会化を招きプライバシーの著しい侵害をもたらす危険があります。

日本は、テロ対策の国際条約をすでに13結んでおり、さらにテロ対策のための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ62の未遂処罰法もあり、対策はできています。

多くの市民とともに、全国の弁護士会や、大学教授ら刑事法研究者、新聞各社社説が反対を表明しています。

したがって、テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正は行わないよう強く求めます。

提出先

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣様

法務大臣 様